

# 福岡県公報

平成二十七年三月三日  
第三千六百七十三号  
増刊 ①

## 目次

### 条例（第一号—第二十六号）

○福岡県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	五
○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		
○福岡県情報公開条例の一部を改正する条例	（県民情報広報課）	六
○福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	（保健衛生課）	六
○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例	（医療指導課）	一〇
○福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	（介護保険課）	一〇
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	（福祉総務課）	一一
○福岡県民生委員の定数を定める条例		
○福岡県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	（子育て支援課）	一二
○福岡県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例	（環境保全課）	一三
○福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例及び福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例	（自然環境課）	一四
○福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	（林業振興課）	一五
（建築都市総務課）	一八	
（公園街路課）	三三	
（下水道課）	三二	
（教育庁総務課）	三三	
（教育庁総務課）	三四	
（警察本部警務課）	三五	
（警察本部警務課）	三五	
（警察本部生活安全総務課）	三五	
（警察本部生活安全総務課）	三六	
（警察本部組織犯罪対策課）	三七	

## 公布された条例のあらまし

○福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例	（道路維持課）	一五
○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例	（建築都市総務課）	一八
○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（公園街路課）	三三
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（教育庁総務課）	三三
○福岡県教育長の勤務時間等に関する条例	（教育庁総務課）	三四
○福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	（教育庁教職員課）	三四
○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例	（警察本部警務課）	三五
○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（警察本部警務課）	三五
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	（警察本部生活安全総務課）	三五
○福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例	（警察本部組織犯罪対策課）	三七
○福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例	（警察本部交通企画課）	三七
◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例		
○福岡県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例		
○出張に係る宿泊費用の状況等を踏まえ、宿泊料及び食卓料の額並びに県外旅行に係る旅行雑費の支給方法を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。		

- 2 一 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- ◇福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による医療法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例中別表六の項の改正規定は平成二十七年四月一日から、同表三六の二の項の改正規定は平成二十七年五月二十九日から、同表四三の項の改正規定は福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することとした。

◇福岡県情報公開条例の一部を改正する条例

(総務部県民情報広報課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による民生委員法の一部改正により、民生委員の定数について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県情報公開条例の一部を改正する条例

(福祉労働部福祉総務課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による介護保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

- 1 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の制定により、事務及び事業の特性に応じて独立行政法人の分類が設けられたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健衛生課)

- 1 食品の安全性の向上が期待される危害分析・重要管理点方式について段階的な導入を図るとともに、食品衛生法上問題となる苦情について保健所等への速やかな報告を求めるため、営業者が実施すべき管理運営の基準を見直すこととした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士国家試験を国が実施することとされたことに伴い、当該試験に係る手数料について削除することとした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部環境保全課)

- 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の制定により法律の題名が改められるとともに、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収業に加え、新たに充填業についても登録制とされたことに伴い、同登録の申請及び更新申請に対する審査に係る手数料の名称を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

- ◇福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例  
(環境部環境保全課)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による土壌汚染対策法の一部改正により、指定調査機関に関する事務の一部が知事の事務とされたことに伴い、指定調査機関の指定及び更新の申請に対する審査に係る手数料について定めることとした。
  - この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- ◇福岡県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例  
(環境部自然環境課)
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の制定等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
  - この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行することとした。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から施行することとした。
- ◇福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例及び福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例  
(環境部自然環境課)
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
  - この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行することとした。

- （環境部自然環境課）
- 建築基準法の一部を改正する法律等の制定に伴い、建築主事による建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
  - この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、別表五の項、七の項、九の項、一〇の項、一一の項、二八の二の項、三二の項、三三の項、三四の項、七五の項（「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削る部分に限る。）、七六の項（「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削る部分に限る。）、七九の項及び八〇の項の改正規定、五の二の項、一一の二の項及び二七の二の項を加える改正規定並びに別表の備考の三、備考の四の改正規定及び備考の七を削る改正規定は、平成二十七年六月一日から、別表四四の項の改正規定は、平成二十七年六月二十五日から施行することとした。
- （農林水産部林業振興課）
- 福岡県森林整備加速化・林業再生基金に基づく事業を平成二十七年度以降も継続するため、福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例の有効期限に係る規定を削除するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
  - この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例  
(国土整備部道路維持課)
- 道路占用料等の額については、平成二十一年に改定され現在に至っているが、その

- （建築都市部建築都市総務課）
- この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
  - 所要の経過措置を設けることとした。
  - 関係条例の一部を改正することとした。
- ◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例  
(建築都市部建築都市総務課)
- 建築基準法の一部を改正する法律等の制定に伴い、建築主事による建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
  - この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、別表五の項、七の項、九の項、一〇の項、一一の項、二八の二の項、三二の項、三三の項、三四の項、七五の項（「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削る部分に限る。）、七九の項及び八〇の項の改正規定、五の二の項、一一の二の項及び二七の二の項を加える改正規定並びに別表の備考の三、備考の四の改正規定及び備考の七を削る改正規定は、平成二十七年六月一日から、別表四四の項の改正規定は、平成二十七年六月二十五日から施行することとした。
- （建築都市部公園街路課）
- 屋外広告物法第二十八条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定及び改廃に関する事務を景観行政団体である中間市が処理することを可能とするため、所要の規定の整備を行うこととした。
  - この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定めることとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(建築都市部下水道課)

- 1 明星寺雨水流域下水道を飯塚市へ移譲することに伴い、県の公の施設から削ることとした。
- 2 この条例は、平成二十七年三月三十一日から施行することとした。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(教育庁総務課)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例等の規定を整理することとした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

- 1 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 2 三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県教育長の勤務時間等に関する条例

(教育庁総務課)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、教育長の勤務時間等について定めることとした。
- 2 一 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- 2 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 県立学校及び市町村立学校的教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員

の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 死体処理作業の特殊性に鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当の見直しを行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(警察本部生活安全総務課)

- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園に係る風俗営業の営業所の設置を制限する地域を定めることとした。また、少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例中別表第一の改正規定は平成二十七年四月一日から、第九条の改正規定は少年院法の施行の日から施行することとした。
- 2 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部生活安全総務課)

- 1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園に係る接待風俗営業の風俗案内を禁止する地域を定めるほか、少年院法及び少年鑑別所法の制定等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、附則第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行することとした。
- 2 二 所要の経過措置を設けることとした。

## ◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

- 1 少年院法及び少年鑑別所法の制定等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、少年院法の施行の日から施行することとした。

## ◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部交通企画課)

1 道路交通法施行令の一部を改正する政令の制定により、運転免許等に関する手数料の標準が改められたことに伴い、これらの手数料の額を改定するとともに、道路交通法施行令の一部を改正する政令及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の制定により、自転車運転者講習に関する事務が新設されたことに伴い、当該自転車運転者講習の受講の申請に係る手数料について必要な事項を定めることとした。また、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、第一条中第十一条第二項の表二の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年六月一日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察関係手数料条例第十一条の規定は、平成二十六年十一月二十八日から適用することとした。

## 条 例

## 福岡県条例第一号

## 福岡県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改訂する。

第六条第八項中「旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額」を「実費に相当する額」に改める。

第十七条第一項中「一万三千百円」を「一万九百円」に改める。

第十八条第一項中「二千六百円」を「二千二百円」に改める。  
第十九条を次のように改める。

(旅行雑費)

**第十九条** 旅行雑費の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により通信連絡費等の費用で規則で定めるものについて規則で定める実費に相当する額とする。

第二十二条第一項第一号口及び同項第三号中「、旅行雑費」を削る。

第二十五条を削り、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とする。

第二十八条第一項中「においては」を「においては、」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条中「第四十七条」を「第四十七条第一項若しくは第二項」に、「支給する。」を「支給するものとする。」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。

2 任命権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第三十条を第二十九条とし、第三十一条から第三十三までを一条ずつ繰り上げる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

## 福岡県条例第一号

## 福岡県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改訂する。

第六条第八項中「旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額」を「実費に相当する額」に改める。

第十七条第一項中「一万三千百円」を「一万九百円」に改める。

## 福岡県条例第二号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改訂する。

第六条第八項中「旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額」を「実費に相当する額」に改める。

第十七条第一項中「一万三千百円」を「一万九百円」に改める。

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表六の項中「北九州市 福岡市」を「北九州市及び福岡市（いざれも法第七十一条の三の規定により指定都市が処理する事務を除く。）」に改める。

別表三六の二の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改める。

別表四三の項中「及び久留米市」を「、久留米市及び中間市」に改める。

この条例中別表六の項の改正規定は平成二十七年四月一日から、同表三六の二の項の改正規定は平成二十七年五月二十九日から、同表四三の項の改正規定は福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成二十七年福岡県条例第十六号）の施行の日から施行する。

福岡県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第三号

福岡県情報公開条例の一部を改正する条例

福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同項第四号ホ中「、国」を削る。

第十三条中「すべて」を「全て」に改める。

第三十五条中「わかりやすい」を「分かりやすい」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第四号

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福岡県食品衛生法施行条例（平成十二年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第一のとおりとする。」を「危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程を特定し、評価し、及び管理する衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合にあつては別表第一のとおりとし、危害分析・重要管理点方式を用いずに行う場合にあつては別表第一のとおりとする。」に改める。

別表第一を次のように改める。

### 別表第一（第二条関係）

一 施設の管理

イ 施設及びその周辺は、定期的に清掃すること。

ロ 製造場、加工場、調理場、処理場、保管場所、販売所その他営業に係る場所（以下「作業場」という。）には、食品及び添加物（以下「食品等」という。）の取扱いに必要な物品を置かないこと。

ハ 施設及び設備の構造及び材質並びに取り扱う食品等の特性を考慮し、施設及び設備の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法の手順を定め、必要に応じて手順書を作成すること。

ニ 施設の内壁、天井及び床は、清潔に保つこと。

ホ 作業場は、採光、照明、換気及び通風を十分に行い、必要に応じて温度及び湿度の管理を行うこと。

ヘ 作業場の窓、出入口等は、開放しないこと。ただし、ちり、ほこり等が入らないような措置及びねずみ、昆虫等の侵入を防止するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ト 排水溝は、定期的に清掃し、必要に応じて補修を行うこと。

チ 洗浄槽、食器洗浄機その他の洗浄設備は、清潔に保つこと。

リ 手洗設備には、手洗いに適した洗浄剤、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒薬等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

ヌ 便所は、清潔に保ち、定期的に殺虫及び消毒すること。

ル 施設では、犬、猫等の動物を飼育しないこと。また、製造場、加工場、調理場、処理場及び保管場所には、それらを出入りさせないこと。

イ 器具は、清潔に保ち、その使用目的に応じて区分して使用すること。

ロ 器具の構造及び材質並びに取り扱う食品等の特性を考慮し、器具の適切な洗浄及び消毒の方法の手順を定め、必要に応じて手順書を作成すること。

ハ 器具は、所定の場所に保管すること。

五 ねズみ、 昆虫等の駆 除等	四 使用水の 管理	三 運搬	<p>二 器具は、常に点検し、適正に使用できるよう整備しておくこと。</p> <p>ホ 器具は、作業の終了後十分に洗浄するとともに、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、必要に応じて乾燥させること。ただし、作業中に汚染された器具又は食肉、鮮魚等の未加熱食品に使用した器具は、汚染又は使用的都度洗浄及び消毒すること。</p> <p>ハ 温度計、圧力計等の計器類及び滅菌、殺菌等に用いる装置は、これらの機能を定期的に点検し、その記録を一年間保存すること。</p> <p>ト 食品等に放射線照射を行うに当たっては、一日に一回以上放射線量を測定し、その記録を二年間保存すること。</p>
		イ 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、容易に洗浄及び消毒できる構造のものを使用し、清潔に保つこと。	<p>口 食品等以外の物又は運搬しようとする食品等と異なる品目の食品等に使用した車両、コンテナ等を使用するに当たっては、必要に応じて洗浄及び消毒すること。</p> <p>ハ 食品等の運搬に当たっては、食品等の相互汚染及び食品等以外の積載物、ちり、ほこり、排気ガス等による汚染を防止するため、食品等をふた付きの容器に入れる等適切な措置を講ずること。</p>

九 食品等の 取扱い	八 製品説明 書及び製造 工程一覧図 の作成	六 廃棄物の 処理等並び に化学物質 及び清掃用 器具の管理	<p>イ 廃棄物の保管及び廃棄の方法の手順を定め、必要に応じて手順書を作成すること。</p> <p>ホ 廃棄物容器は、他の用途に用いる容器と明確に区別できるようにするとともに、汚液及び汚臭が漏れないよう管理すること。</p> <p>ハ 廃棄物は、作業場内に保管しないこと。ただし、適当な衛生措置を講じた場合は、この限りでない。</p>
		七 危害分析 ・重要管理 点方針を用 いて衛生管 理を実施す る班の編成	<p>口 法第四十八条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。</p> <p>ハ 清掃用器具は、清潔に保ち、所定の場所に保管すること。</p> <p>ホ 洗浄剤、消毒剤、殺虫剤その他の化学物質は、食品等に混入しないよう十分に注意して使用するとともに、これらの保管容器に名称を表示し、食品等と区別して保管すること。</p> <p>ニ 排水、廃棄物等は、適正に処理すること。</p>

<p>上定めること。なお、重要な管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。</p> <p>(1) 同一の危害の原因となる物質を管理するための重要な管理点は、複数存在する可能性があること。</p> <p>(2) 重要な管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要な管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。</p> <p>二 個々の重要な管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、pH、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。</p> <p>ホ 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。モニタリングの方法に関するすべての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。</p> <p>ヘ モニタリングにより重要な管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を重要な管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。</p> <p>ト 製品の危害分析・重要な管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。</p> <p>チ 施設で取り扱う食品等の量は、施設及び設備の規模及び能力、食品等を取り扱う業務に従事する者（以下「食品取扱者」という。）の人数等に応じた適切なものであること。</p> <p>ハ 営業者は、食品取扱者が中毒の原因となる疾患若しくは飲食物を介して感染するおそれのある疾患に感染したこと又はこれらの疾患の病原体を保有していることが判明したときは、食品等の取扱作業に従事させないこと。また、食品取扱者の健康状態の把握に努め、食品取扱者がこれらの疾患に感染したと疑われるような症状を有するときは、直ちに医師の診断を受けさせること。</p> <p>二 営業者は、食品取扱者に、次に掲げる事項を遵守させること。</p> <p>(1) 作業場では、衛生的な外衣を着用し、必要に応じてマスク、帽子等を着用すること。また、製造、加工又は調理を行う場所（以下「製造場等」という。）では、専用の履物を使用すること。</p> <p>(2) 製造場等では、指輪、腕時計等を装着しないこと。</p> <p>(3) (2) 手爪は、常に短くし、マニキュア等を付けないこと。</p> <p>(4) (3) その他必要に応じて洗浄及び消毒すること。</p>	<p>一〇 食品取扱者等の衛生管理</p>
---	-----------------------

<p>一四 情報の提供</p>	<p>一二 食品衛生責任者の設置等</p>	<p>ホ 営業者は、食品取扱者以外の者を製造場、加工場、調理場、処理場又は保管場所に立ち入らせる場合は、ニに掲げる事項を遵守させること。</p> <p>イ 九の項目及びロの危険分析、九の項目ハの重要な管理点の決定及び九の項目ニの管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。</p> <p>ロ 九の項目のモニタリング、九の項目ハへの改善措置及び九の項目トの検証について記録を作成し、保存すること。</p> <p>ハ 営業者は、原材料の仕入先、製造又は加工の状態、製品の販売先その他の消费者的健康被害の発生を防止するために必要な事項に係る記録を作成し、保存すること。</p> <p>ホ 営業者は、販売した食品等を自主的に迅速かつ適切に回収できる体制を整備するため、当該食品等を回収できる体制を整備するとともに、回収の具体的な方法、消費者への情報提供の手段、保健所等への報告等の手順を定め、手順書を作成すること。</p> <p>ヘ 営業者は、回収した食品等は、他の食品等と明確に区分して保管するとともに、廃棄その他の必要な措置を迅速かつ適切に講ずること。</p> <p>イ 営業者（法第四十八条の規定により食品衛生管理者を置かなければならぬ営業者を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を行わせるため、食品取扱施設ごとに、食品取扱者のうちから食品衛生責任者を定めておくこと。</p> <p>ロ 営業者の指示に従い、食品等の製造、加工、調理、販売等を衛生的に管理すること。</p> <p>ハ 営業者は、イ(2)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。</p> <p>イ 営業者は、施設及び食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者に遵守させること。また、製品検査、施設内のふき取り検査等を定期的に行うことにより、当該管理運営要領の効果を確認し、必要に応じてその内容を見直すこと。</p> <p>ロ 営業者は、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、食品取扱者に対し、食品安全上必要な事項に関する教育を計画的に行うこと。</p> <p>ハ 営業者は、洗浄剤、消毒剤、殺虫剤その他の化学物質を取り扱う業務に従事する者に対し、これらを安全に取り扱うために必要な教育を行うこと。</p> <p>イ 営業者は、消費者に対し、販売した食品等の安全性に関する情報の提供に努めること。</p> <p>ロ 営業者は、製造、加工又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、その症状が製造、加工又は輸入した食品等に起因</p>
-----------------	-----------------------	--

一 施設の管理	別表第一の一の項に掲げる基準に同じ。
二 器具の管理	別表第一の二の項に掲げる基準に同じ。
三 運搬	別表第一の三の項に掲げる基準に同じ。
四 使用水の管理	別表第一の四の項に掲げる基準に同じ。
五 ねずみ、昆虫等の駆除等	別表第一の五の項に掲げる基準に同じ。
六 廃棄物の処理等並びに化学物質及び清掃用器具の管理	別表第一の六の項に掲げる基準に同じ。
七 食品等の取扱い	イ 施設で取り扱う食品等の量は、施設及び設備の規模及び能力、食品取扱者の人數等に応じた適切なものであること。 ロ 食品等の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検すること。 ハ 原材料として使用する食品等は、当該食品等に適した方法で保存するとともに、消費期限、賞味期限等を考慮し、適切に使用すること。 二 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。 ホ 容器包装は、食品等を汚染及び損傷から保護し、かつ、食品等の名称等を適切に表示できるものを使用すること。 ヘ 食品等の製造、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売の各過程では、次に掲げる措置を講ずること。
八 食品取扱者等の衛生管理	別表第一の一〇の項に掲げる基準に同じ。
九 食品等に係る記録の管理及び回収等の措置	イ 営業者は、原材料の仕入先、製造又は加工の状態、製品の販売先その他の消費者の健康被害の発生を防止するために必要な事項に係る記録を作成し、保存するよう努めること。 ロ 営業者は、販売した食品等に起因する消費者の健康被害の発生を防止するため、当該食品等を自主的に迅速かつ適切に回収できる体制を整備するとともに、回収の具体的な方法、消費者への情報提供の手段、保健所等への報告等の手順を定め、手順書を作成すること。 ハ 回収した食品等は、他の食品等と明確に区分して保管するとともに、廃棄その他の必要な措置を迅速かつ適切に講ずること。
一〇 食品衛生責任者の管理	別表第一の一〇の項に掲げる基準に同じ。
一五 検食の実施	一回に五十食以上の食事を提供する旅館、弁当屋、仕出し屋等にあつては、検食を食事提供後七十二時間以上冷蔵保存するとともに、食事の提供先、提供時刻及び提供量に係る記録を作成し、保存すること。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第二条関係）

ト 食品等の製造、加工又は調理の各過程において冷却、加熱、乾燥、添加物の使用、真空調理、ガス置換包装、放射線照射等を行う場合は、温度、濃度、時間等を適切に管理すること。
(1) 食品等への金属、ガラス、機械油その他の異物の混入を防止するとともに、必要に応じて混入の有無の検査を行うこと。
(2) 原材料、製品及び容器包装を仕入れごと又はロットごとに管理すること。
(3) 食肉等の処理に当たっては、原則として洗浄及び消毒が困難な素材で作られた手袋を使用しないこと。また、食肉等への異物の混入が判明したときは、当該異物により汚染されたおそれのある部分を除去し、廃棄すること。
(4) 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号に規定する特定原材料（原材料として使用し、表示するものを除く。）を混入させないこと。
リ 食品等の製造に当たっては、あらかじめ製品の種類ごとに、その特性、製造の手順、原材料の名称等を記載した説明書（当該説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、製造場内の所定の場所に配置すること。
ヌ 食品等の保存に当たっては、食品等が相互汚染を生じないよう区分すること。
ル 原材料及び製品が法に規定する基準、規格等に適合しているかを検査等により定期的に確認し、その記録を一年間保存すること。
別表第一の一〇の項に掲げる基準に同じ。
別表第一の一〇の項に掲げる基準に同じ。

設置等	一一 管理運営要領の作成及び食品取扱者等に対する衛生教育	別表第一の一三の項に掲げる基準に同じ。
一二 情報の提供	別表第一の一四の項に掲げる基準に同じ。	福岡県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
一三 検食の実施	別表第一の一五の項に掲げる基準に同じ。	第一条中「及び健康保険法等の一部を改正する法律」を「、健康保険法等の一部を改正する法律」に、「「旧法」という。」を「平成十八年改正前の介護保険法」という。並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十二条及び附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の介護保険法（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する部分に限る。以下「平成二十六年改正前の介護保険法」という。）に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第五号**

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一〇三の項を次のように改める。

一〇三	削除	

**附 則**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び健康保険法等の一部を改正する法律」を「、健康保険法等の一部を改正する法律」に、「「旧法」という。」を「平成十八年改正前の介護保険法」という。並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十二条及び附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の介護保険法（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する部分に限る。以下「平成二十六年改正前の介護保険法」という。）に改める。

第二条中「法及び旧法」を「法、平成十八年改正前の介護保険法及び平成二十六年改正前の介護保険法」に改める。

第七条の五中「第四十七条第二項及び」の下に「法」を加える。

第十九条中「第一百十五条の四第一項及び第二項」の下に「並びに平成二十六年改正前の介護保険法第五十四条第一項第二号並びに平成二十六年改正前の介護保険法第一百十五条の四第一項及び第二項」を加える。

第二十二条中「第一百十五条の四第三項」の下に「並びに平成二十六年改正前の介護保険法第五十四条第二項及び平成二十六年改正前の介護保険法第一百十五条の四第三項」を加える。

第二十三条及び第二十七条中「旧法」を「平成十八年改正前の介護保険法」に改める

第二十九条中「含む。」の下に「及び平成二十六年改正前の介護保険法第一百十五条の二第二項第一号（平成二十六年改正前の介護保険法第一百十五条の十一において準用する平成二十六年改正前の介護保険法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

**附 則**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県民生委員の定数を定める条例をここに公布する。  
平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第七号

福岡県民生委員の定数を定める条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

**第二条** 民生委員の市町村ごとの定数は、次の表のとおりとする。  
(民生委員の定数)

	市町村	定数
古賀市	大牟田市	二九七人
太宰府市	直方市	二九四人
宗像市	飯塚市	二九四人
大野城市	柳川市	二三七人
春日市	田川市	一三七人
筑紫野市	八女市	一七〇人
小郡市	大川市	八八人
中間市	筑後市	九三人
豊前市	行橋市	一三三人
行橋市	大川市	六六人
筑前市	筑後市	九二人
豊前市	中間市	七三人
古賀市	豊前市	六六人
六六人	行橋市	一〇八人
七九人	筑紫野市	一一四人
六六人	小郡市	一六〇人
七九人	中間市	一〇三人
六六人	豊前市	一一四人
六六人	筑前市	一〇八人
六六人	古賀市	春日市

添田町	香春町	広川町	大木町	大刀洗町	東峰村	筑前町	桂川町	小竹町	遠賀町	岡垣町	水巻町	芦屋町	粕屋町	須恵町	志免町	篠栗町	宇美町	那珂川町	糸島市	朝倉市	嘉麻市	宮若市	うきは市	福津市	
三五人	二六人	三七人	三〇人	三八人	三八人	四九人	四五人	四八人	四一人	七四人	七五人	三三八人	三七人	三六人	三九人	四三人	六〇人	一六三人	八八人	八六人	六七人	八〇人	一一四人	一四九人	
三五人	二六人	三七人	三〇人	三八人	三八人	一二八人	四九人	四五人	四八人	四一人	七四人	七五人	三三八人	三七人	三六人	三九人	四三人	六〇人	一六三人	八八人	八六人	六七人	八〇人	一一四人	一四九人
三五人	二六人	三七人	三〇人	三八人	三八人	一二八人	四九人	四五人	四八人	四一人	七四人	七五人	三三八人	三七人	三六人	三九人	四三人	六〇人	一六三人	八八人	八六人	六七人	八〇人	一一四人	一四九人

糸田町	二六人
川崎町	五一人
大任町	一八人
赤村	一人
福智町	六一人
苅田町	四七人
みやこ町	六一人
吉富町	一九人
上毛町	二七人
築上町	五七人

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を「こ

に公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県条例第八号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第  
五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しく  
は第六項の規定による措置」に改める。

第十七条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項  
を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めて  
おかなければならぬ。

## 一 施設の目的及び運営の方針

- 二 提供する保育の内容  
三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

七 施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他施設の運営に関する重要な事項

第二十条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しく  
は第六項の規定による措置」に改める。

## 第四十四条第七号口の表中

避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階
段	

を

避難用	建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙ができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）
一	建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階
二	建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
三	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

に改める。

第四十六条第二項中「（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう

。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する児童(以下「短時間利用児」という。)三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する児童(以下「長時間利用児」という。)二十人につき一人以上)」及び「(認定保育所にあつては、短時間利用児三十人につき一人以上、長時間利用児三十人につき一人以上)」を削る。

第五十一条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

**第五十二条** 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第五十二条を次のように改める。

**第五十二条** 削除

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(施行期日)

2 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(一部改正)  
福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十四条(第四項ただし書を除く。)の下に「、第十七条第二項」を  
加え、同条の表中

第十九条

利用者

園児

を

第十七条第二項  
第十九条

利用者

教育及び保育  
園児

を

第二十条第三項  
援助に関し、当該措置又は助産の  
実施、母子保護の実施若しくは保

育ての支援について、  
教育及び保育並びに子

を

## 附則

第二十条第三項	援助に関し、当該措置又は助産の 実施、母子保護の実施若しくは保 育の提供若しくは法第二十四条第 五項若しくは第六項の規定による 措置に係る
---------	---

福岡県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第九号

福岡県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十三年福岡県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

別表一の項中「法第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者」を「法第二十一条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改める。

別表二の項中「法第十二条第一項の規定による第一種フロン類回収業者」を「法第三十条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者」に、「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に改める。

## (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

2 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の二号中「福岡県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例」を「福岡県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例」に改める。

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県条例第十号

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県土壤汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

五 法第二十九条の規定による指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料	三〇、九〇〇円 申請のとき
六 法第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料	二四、八〇〇円 申請のとき

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県条例第十一号

福岡県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

福岡県自然海浜保全地区条例（昭和五十五年福岡県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第七条第三項第二号中「第十八条第三項」を「第十八条第六項」に改め、同条第四項第三号中「国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第四項」を「森林法第十条の十五第四項第四号」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例及び福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県条例第十二号

福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例及び福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

(福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部改正) 第一条 福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例（平成二十四年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(福岡県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第二条 福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項から六の項までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附  
則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県条例第十三号

# 福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例 福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年福岡県条例第四十二号）の一部を次のように改定する。

附則第二項及び第三項を削

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

三  
歷  
二  
十七  
金  
三  
月  
三  
日

福岡県条例第十四号

## 福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例 (福岡県道路占用料徴収条例の一部改正)

のよう改正する。

第二条第二項第二号中「法第三十五条に規定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「施行令」という。）第十八条に規定するものを除く。

別表中表の部分を次のように改める。

占用物件等															占 用 料	所 在 地		
第一種電柱 第二種電柱 第三種電柱 第一種電話柱 第二種電話柱 第三種電話柱 地下に設ける線類 地下に設ける電線その他 上空に設ける線類 その他の柱類 共架電線その他 路上に設ける変 圧器 圧器 地下に設ける変 圧器																		
第一項 十二条 法第三 第一号 に掲げ る工作 物		第一種電柱 第二種電柱 第三種電柱 第一種電話柱 第二種電話柱 第三種電話柱 地下に設ける線類 地下に設ける電線その他 上空に設ける線類 その他の柱類 共架電線その他 路上に設ける変 圧器 圧器 地下に設ける変 圧器 地下に設ける変 圧器 地下に設ける変 圧器 地下に設ける変 圧器 地下に設ける変 圧器 地下に設ける変 圧器																
その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び 信書便差出箱	変圧塔その他 れに類するもの 及び公衆電話所	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器	地下に設ける変 圧器		
占 用 面 積 一 平 方 メ ト ル 一 年	つ き 一 年	表示面積 一平方メ トルに つき 一年	き 一 個 につ 一年	き 一 個 につ 一年	き 一 年	き 一 個 につ 一年												
一、六〇〇		八、三〇〇	六九〇	一、六〇〇	四九〇	八〇〇	五	八	八二	一、八〇〇	一、三〇〇	一、九〇〇	一、四〇〇	九二〇	第一級地	第一級地		
一、四〇〇		三、四〇〇	五七〇	一、四〇〇	四一〇	六六〇	四	七	六八	一、五〇〇	一、一〇〇	六八〇	一、二〇〇	七六〇	第二級地	第二級地		
一、二〇〇		一、八〇〇	五一〇	一、二〇〇	三七〇	六一〇	四	六	六二	一、四〇〇	九九〇	六二〇	一、一〇〇	七〇〇	第三級地	第三級地		
九五〇		八九〇	四〇〇	九五〇	二九〇	四七〇	三	五	四八	一、〇〇〇	七六〇	四八〇	一、一〇〇	八二〇	第四級地	第四級地		
五八〇		五四〇	二四〇	五八〇	一七〇	二九〇	二	三	二九	六四〇	四七〇	二九〇	六八〇	五〇〇	第五級地	第五級地		

る施設	法第三十二条第一項に掲げる物件										外径が○・○七 メートル未満の もの
	法第三十二条第一項に掲げる物件	外径が○・○七 メートル以上○ ・一メートル未 満のもの	外径が○・○七 メートル以上○ ・一メートル未 満のもの	外径が○・一メ ートル以上○ ・二メートル未 満のもの	外径が○・一メ ートル以上○ ・二メートル未 満のもの	外径が○・三メ ートル以上○ ・四メートル未 満のもの	外径が○・四メ ートル以上○ ・七メートル未 満のもの	外径が○・七メ ートル以上一メ ートル未満のも の	外径が一メート ル以上のもの	法第三十二条第一項に掲げる	
法第三十二条第一項に掲げる 三号及び第四号に掲げ る施設	外径が一メート ル以上のもの	外径が○・七メ ートル以上一メ ートル未満のも の	外径が○・四メ ートル以上○ ・七メートル未 満のもの	外径が○・四メ ートル以上○ ・七メートル未 満のもの	外径が○・三メ ートル以上○ ・四メートル未 満のもの	外径が○・二メ ートル以上○ ・三メートル未 満のもの	外径が○・一メ ートル以上○ ・二メートル未 満のもの	外径が○・七メ ートル以上一メ ートル未満のも の	外径が一メート ル以上のもの	法第三十二条第一項に掲げる	外径が○・○七 メートル未満の もの
一、六〇〇	九八〇	四九〇	三四〇	二〇〇	一五〇	九八	七四	四九	三四	つき 一年	一ト リに
一、四〇〇	八一〇	四一〇	二八〇	一六〇	一二〇	八一	六一	四一	二八		
一、二〇〇	七五〇	三七〇	二六〇	一五〇	一一〇	七五	五六	三七	二六		
九五〇	五七〇	二九〇	一〇〇	一一〇	八六	五七	四三	二九	二〇		
五八〇	三五〇	一七〇	一二〇	七〇	五二	三五	二六	一七	一二		

				第六号に掲げる施設		第五号に掲げる施設		第四号に掲げる施設		第三号に掲げる施設		第二号に掲げる施設		第一号に掲げる施設	
祭 礼、 識	標 識	看板(アーチ)であるものを除く。)		その他のもの		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		その他もの		路地に設ける通路		上空に設ける通路		地下街及び下室	
		その他のもの	一時的に設けるもの	占用面積	占用面積	一日	一月	つづき	つづき	つづき	つづき	つづき	つづき	つづき	つづき
き 一本につ 一年	つき 一年	八、三〇〇	八三〇	八三〇	八三〇	八三	一、六〇〇	二、五〇〇	四、二〇〇	Aに○・〇〇八を乗じて得た額	Aに○・〇〇四を乗じて得た額				
一、三〇〇	一、一〇〇	三、四〇〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇						
九九〇	七六〇	一、八〇〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八	一、二〇〇	五四〇	九〇〇						
四七〇	八九〇	八九〇	八九	八九	九	九	九五〇	二七〇	四四〇						
	五四〇	五四〇	五四	五四	五	五	五六〇	一六〇	二七〇						



		の		Aに○・○二を乗じて得た額
その他のもの				
		Aに○・○二八を乗じて得た額		
電 柱	第 種電 柱	工作物等の種類	使用料の単価 (円)	
第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一 種電 柱	第二 種電 柱	第三 種電 柱	第一 種電 柱	第二 種電 柱
一	一	一	七〇〇	五三〇
一	一	一	一、二〇〇	八二〇
一、四〇〇	一、一〇〇	一	一	一

別表の備考第二号イ及びロを次のように改める。

イ 第一級地 春日市の区域をいう。

ロ 第二級地 中間市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町、同郡志免町、同郡須恵町、同郡新宮町、同郡柏屋町及び遠賀郡水巻町の区域をいう。

別表の備考第二号に次のように加える。

ハ 第三級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡篠栗町、同郡久山町、遠賀郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、三潴郡大木町、田川郡糸田町、京都郡苅田町及び築上郡吉富町の区域をいう。

二 第四級地 豊前市、うきは市、富若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、田川郡香春町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡福智町及び築上郡築上町の区域をいう。

ホ 第五級地 八女市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやま町及び築上郡上毛町の区域をいう。

(福岡県港湾施設管理条例の一部改正)

第二条 福岡県港湾施設管理条例(昭和五十一年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改する。

別表第三占用の使用料中表の部分を次のように改める。

（福岡県港湾施設管理条例の一部改正）

第二条 福岡県港湾施設管理条例(昭和五十一年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改する。

鉄道、軌道その他これらに類するもの	埋設管又は架設管	外径が○・一メートル以上○・一メートル未満のもの									
		外径が○・一メートル以上○・一メートル未満のもの									
一年 つき 一年	占用面積 一平方メートルに つき	長さ一メートルに つき 一年									
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一、二〇〇	七五〇	三七〇	二六〇	一五〇	一一〇	一一〇	七五	五六	四三	—	—
九五〇	五七〇	二九〇	二〇〇	一一〇	八六	八六	五七	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

別表の備考第一号イ及びロを次のように改める。

イ 第一級地 福岡市及び春日市の区域をいう。

ロ 第二級地 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町、同郡志免町、同郡須恵町、同郡新宮町、同郡粕屋町及び遠賀郡水巻町の区域をいう。

別表の備考第一号に次のように加える。

ハ 第三級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡篠栗町、同郡久山町、遠賀郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、三潴郡大木町、田川郡糸田町、京都郡苅田町及び築上郡吉富町の区域をいう。

二 第四級地 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、三郡大刀洗町、八女郡広川町、田川郡香春町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡福智町及び築上郡築上町の区域をいう。

ホ 第五級地 八女市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町及び築上郡上毛町の区域をいう。

その他の工作物又は構築物	看板	
	一時的に設けるもの	表示面積
の そ の 他 の も の	一平方メートルに つ き	一平方メートルに つ き
	一月	一月
—	—	—
—	—	—
二二〇	一、八〇〇	一八〇
九五	八九〇	八九
—	—	—

### **第三条 福岡県河川流水占用料等徴収条例（平成1 （福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部改正）**

を次のように改正する。

○ 第五条第一項第四号口中「第一条第一項第八号の電気事業者」を「第一条第一項第十号の電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）」に改める。

別表第一土地占用料中表の部分を次のように改める。

				線 類	送 電 塔 類	その 他 の 柱 類	電 話 柱		電 柱		占 用 物 件 等	
外 径 が ○ ・ 一 メ ー ト ル	未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 一 メ ー ト ル	外 径 が ○ ・ 一 メ ー ト ル				第 三 種	第 二 種	第 一 種	第 三 種	第 二 種	第 一 種
一 メ ー ト ル	未 満 の も の	一 メ ー ト ル	一 メ ー ト ル				き 一年	一 年	き 一年	一 本 につ き	一 年	
四 九	三 四	八					占 用 面 積	一 平 方 メ ー ト ル に つ き	一 平 方 メ ー ト ル に つ き	一 平 方 メ ー ト ル に つ き	一 平 方 メ ー ト ル に つ き	
四 一	二 八	七					八 二	一 八 〇 〇	一 一 〇 〇	一 一 〇 〇	一 一 〇 〇	九 二〇
三 七	二 六	六					六 八	一 五 〇 〇	一 一 〇 〇	一 一 〇 〇	一 一 〇 〇	七 六〇
二 九	二 一〇	五					六 二	一 二 〇 〇	一 一 〇 〇	一 一 〇 〇	一 一 〇 〇	八 二〇
一 七	一 二	三					五 八 〇	二 九	四 七 〇	二 九 〇	二 九 〇	五 三〇

その他の土地	住居出入通路	ゴルフ場	耕作地	運動場	公園、緑地、広場及び船	遊	住居出入橋（全幅員三メートル以下のもの）	その他の工作物（全幅員三メートルを超える住居出入橋を含む。）	くも手足場	標識	けい船	さん橋	看板		
													のもの	その他のもの	上空に設ける物件に係るもの
三九〇	四一	一六	八	五一	三〇〇	四九〇	四九	二、七〇〇	二、七〇〇	一箇所につき一年	一本につき一年	一箇所につき一年	三三〇	八、三〇〇	五、五〇〇
三三〇	三四	一六	八	五一	三〇〇	四一〇	四一	二、七〇〇	二、七〇〇	一箇所につき一年	一本につき一年	一箇所につき一年	二七〇	三、四〇〇	二、三〇〇
三一〇〇	三一	一六	八	五一	三〇〇	三七〇	三七	二、七〇〇	二、七〇〇	一箇所につき一年	一本につき一年	一箇所につき一年	二五〇	一、八〇〇	一、二〇〇
一一三〇	二四	一六	五	五一	一九〇	二九〇	二九	二、七〇〇	二、七〇〇	一箇所につき一年	一本につき一年	一箇所につき一年	一九〇	八九〇	五九〇
一四〇	一五	一六	五	五一	一九〇	一七〇	一七	二、七〇〇	二、七〇〇	一箇所につき一年	一本につき一年	一箇所につき一年	一一〇	五四〇	三六〇

別表第一の備考第一号イからハまでを次のように改める。

イ 第一級地 福岡市及び春日市の区域をいう。

う。  
口 第二級地 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町、同郡志免町、同郡須恵町、同郡新宮町、同郡粕屋町及び遠賀郡水巻町の区域をい

八 第三級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後

の ル 未 満 の も	外 径 が ○ 七 メ ー ト ル 未 満 の も	鉄 塔	電 柱			使用 物 件 等
			第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	
			き 一基 につ 一年	き 一本 につ 一年	き 一本 につ 一年	
三四		二、五〇〇	一、九〇〇	一、四〇〇	九二〇	第一級地
二八		二、〇〇〇	一、六〇〇	一、二一〇〇	七六〇	第二級地
二六		一、四〇〇	一、四〇〇	一、一〇〇	七〇〇	第三級地
二〇		七九〇	一、一〇〇	八二〇	五三〇	第四級地
一二		四八〇	六八〇	五〇〇	三三〇	第五級地

**第四条** 福岡県一般海域管理条例（平成十二年福岡県条例第三十六号）の一部を次のよう  
うに改正する。

第十二条第一項中「第二条第一項第八号の電気事業者」を「第二条第一項第十号の  
電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）」に改める。  
別表第一使用料中表の部分を次のように改める。

木 第五級地 八女市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町及び築上郡上毛町の区域をいう。

及び築上郡築上町の区域をいう。

市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡篠栗町、同郡久山町、遠賀郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、三潴郡大木町、田川郡糸田町、京都郡苅田町及び筑上郡吉富町の区域をいう。

軌道	道路、通路橋	農地	採草放牧地	倉庫、工場、造船場	専用住宅	事務所、店舗	倉庫、工場、造船場	農地	道路、通路橋	軌道
一、六〇〇	二二〇	八八	八八	五七〇	四八〇	三三〇	一八〇	五五	一一〇	一、六〇〇
一、四〇〇	一七〇	八八	八八	五七〇	四八〇	三三〇	一八〇	五五	一一〇	一、四〇〇
一、二〇〇	一二〇	八八	八八	五七〇	四八〇	三三〇	一八〇	五五	一一〇	一、二〇〇
九五〇	六六	五五	五五	五七〇	四八〇	三三〇	一八〇	五五	一一〇	九五〇
五八〇	四〇	五五	五五	五七〇	四八〇	三三〇	一八〇	五五	一一〇	五八〇
ハ 第三級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡篠栗町、同郡久山町、遠賀郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、三潴郡大木町、田川郡糸田町、京都郡苅田町及び築上郡吉富町の区域をいう。	志免町、同郡須恵町、同郡新宮町、同郡粕屋町及び遠賀郡水巻町の区域をい									
イ 第一級地 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町、同郡	別表第一の備考第一号イからハまでを次のように改める。	前各項に準じて知事が定める。	物干場、物揚場	広告板、広告塔	露店、仮設興行場	遊さん橋、渡船場	漁業用工作物	材料置場	仮設工作物	表示面積
一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	一日	一日	一日	一日	一日	一平方メートルに
三三〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一六	一六	一六	一六	一六	一平方メートルに
二七〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一四	一四	一四	一四	一四	一平方メートルに
二五〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一平方メートルに
一九〇	六一	六一	六一	六一	五	五	五	五	五	一平方メートルに
一二〇	三七	三七	三七	三七	三	三	三	三	三	一平方メートルに

口 第二級地 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町、同郡

イ 第一級地 福岡市及び春日市の区域をいう。

口 第二級地

**第五条** 福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。  
**第八条第一項中「第二条第一項第八号の電気事業者」を「第二条第一項第十号の電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）」に改める。**  
**別表第一占用料中表の部分を次のように改める。**

柱第一種電話	電柱			占用物件等		単位	所在地	単価（円）
	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	第一級地	第二級地			
一本につき一年	八二〇	一、九〇〇	一、四〇〇	九二〇	七六〇	第一級地	第一級地	八二〇
八二〇	六八〇	一、六〇〇	一、二〇〇	七〇〇	七〇〇	第二級地	第二級地	六八〇
六二〇	四八〇	一、四〇〇	一、一〇〇	八二〇	五三〇	第三級地	第三級地	六二〇
二九〇	二九〇	六八〇	五〇〇	三三〇	三三〇	第四級地	第四級地	四八〇

（福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例の一部改正  
 及び築上郡築上町の区域をいう。  
 ホ 第五級地 八女市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町及び築上郡上毛町の区域をいう。

ニ 第四級地 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、田川郡香春町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡福智町及び築上郡築上町の区域をいう。

埋設管又は架設管												送電塔	所するもの及び公衆電話	変圧塔その他これに類するもの	電話柱	
柱	第三種電話	柱	第二種電話													
三メートル未満のもの	外径が○・メートル未満のもの	外径が○・メートル以上○・三メートル未満のもの	外径が○・メートル以上○・二メートル未満のもの													
三〇〇	一五〇	九八	七四	四九	三四	一、六〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	九五〇	九五〇	五八〇	六四〇	四七〇
一六〇	一一〇	八一	六一	四一	二八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	九五〇	九五〇	五八〇	六四〇	四七〇
一五〇	一一〇	七五	五六	三七	二六	一、二〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七六〇	七六〇	五八〇	六四〇	四七〇
一一〇	八六	五七	四三	二九	二〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	七六〇	七六〇	五八〇	六四〇	四七〇
七〇	五一	三五	二六	一七	一二	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	四七〇	四七〇	五八〇	六四〇	四七〇

その他の漁業用工作物	漁業用工作物	料置場	鉱工業及び土木建築材	設工作物	倉庫、工場、造船場、事務所、店舗	専用住宅	採草放牧地	農地	道路、通路橋	軌道	看板		の他のもの	その他のもの	上空に設けられたもの	外径が一メートル以上	外径が一メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上一メートル未満のもの
											道	道								
七	五三	二三〇	三七〇	五七〇	五七〇	八	八	二二〇	二二〇	一、六〇〇	一、六〇〇	八三〇〇	五、八〇〇	九八〇	四九〇	三四〇				
六	四四	二〇〇	三二〇	四八〇	四八〇	八	八	一七〇	一七〇	一、四〇〇	一、四〇〇	三、四〇〇	二、四〇〇	八一〇	四一〇	二八〇				
四	三二	一四〇	二二〇	三三〇	三三〇	八	八	二二〇	二二〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、八〇〇	一、三〇〇	七五〇	三七〇	二六〇				
二	二七	七六	二二〇	一八〇	一八〇	五	五	六六	九五〇	八九〇	八九〇	六三〇	五七〇	二九〇	二九〇	二〇〇				
一	一〇	四六	七三	一一〇	一一〇	五	五	四〇	五八〇	五四〇	五四〇	三八〇	三五〇	一七〇	一七〇	一二〇				

い 占 用	そ の 他 工 作 物	そ の 他 工 作 物	係 船	物 干 場、 物 揚 場	露 店、 仮 設	さ ん 橋、 渡 船	遊 船
その他海岸保全区域の 工作物の設置を伴わな い占用	海岸保全施設の工作物 の設置を伴わない占用	占用面積 一平方メートルに つき	き 一本につ き 一年				
一 年							
一九〇		四九〇	三三〇	一九〇	一六〇	二七〇	三〇〇
一六〇		二六〇	二七〇	一六〇	一一〇	一〇	二五〇
一三〇		二二〇	四一〇	二七〇	一一〇	一〇	二七〇
七九		一八〇	三七〇	二五〇	六一	五	三〇〇
		一一〇	一九〇	一九〇	三七		一九〇
四八		六七	一七〇	一二〇			一九〇

別表第一の備考第一号イからハまでを次のように改める。

イ 第一級地 福岡市及び春日市の区域をいう。

口  
第二級地 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町、同郡

う。

八 第三級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡篠栗町、同郡久山町、遠賀郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、三潴郡大木町、田川郡糸田町、京都郡苅田町及び築上郡吉富町の区域をいう。

別表第一の備考第一号に次のように加える。

二 第四級地 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、田川郡香春町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡福智町及び築上郡築上町の区域をいう。

木  
第五級地 八女市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みや

（福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例の一部改正）  
一、町及び築上郡上毛町の区域をいう。

## 第六条 福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例（平成十二年四月一日施行）

**第六条** 福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「第二条第一項第八号の電気事業者」を「第二条第一項第十一号の電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）」に改める。

別表第一占用料中表の部分を次のように改める。



そ の 他	前各項に準じて知事が定める。	漁獲物又は漁具等の干場		占用面積 一平方メートルに つき 一年
		船 舶 係 留 場	船 舶 係 留 場	
		一	一	五・五
		一	一	三・六
		九・九	一	一

別表第一の備考第一号中「区部」を「区分」に改め、同表備考第一号イ及びロを次のように改める。

イ 第一級地 福岡市及び春日市の区域をいう。

ロ 第二級地 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町、同郡志免町、同郡須恵町、同郡新宮町、同郡粕屋町及び遠賀郡水巻町の区域をいう。

別表第一の備考第一号に次のように加える。

ハ 第三級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡篠栗町、同郡久山町、遠賀郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、三潴郡大木町、田川郡糸田町、京都郡苅田町及び築上郡吉富町の区域をいう。

ニ 第四級地 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、田川郡香春町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡福智町及び築上郡築上町の区域をいう。

ホ 第五級地 八女市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、同郡赤村、京都郡みやこ町及び築上郡上毛町の区域をいう。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可を受け、又は同法第三十五条の規定による協議が成立し

て現に存する占用物件等（以下「既存道路占用物件等」という。）に係る一年当たりの占用料の額は、第一条の規定による改正後の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正道路占用料額」という。）を超える場合には、当該改正道路占用料額とする。

一 平成二十七年度 第一条の規定による改正前の福岡県道路占用料徴収条例第二条の規定を適用して算定した当該既存道路占用物件等に係る一年当たりの占用料の額

に一・二を乗じて得た額

二 平成二十八年度以降 当該既存道路占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額

3 この条例の施行の際福岡県港湾施設管理条例第十一條第一項の規定による許可を受け現に存する工作物等（以下「既存工作物等」という。）に係る一年当たりの占用の使用料の額は、第二条の規定による改正後の福岡県港湾施設管理条例第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正港湾施設使用料額」という。）を超える場合には、当該改正港湾施設使用料額とする。

一 平成二十七年度 第二条の規定による改正前の福岡県港湾施設管理条例第十三条の規定を適用して算定した当該既存工作物等に係る一年当たりの占用の使用料の額に一・二を乗じて得た額

二 平成二十八年度以降 当該既存工作物等に係る前年度の一年当たりの占用の使用料の額に一・二を乗じて得た額

4 この条例の施行の際河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第二十四条の規定による許可を受け現に存する占用物件等（以下「既存河川占用物件等」という。）に係る一年当たりの占用料の額は、第三条の規定による改正後の福岡県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正河川占用料額」という。）を超える場合には、当該改正河川占用料額とする。

一 平成二十七年度 第三条の規定による改正前の福岡県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定を適用して算定した当該既存河川占用物件等に係る一年当たりの占用

料の額に一・二を乗じて得た額  
 二 平成二十八年度以降 当該既存河川占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額

5 この条例の施行の際福岡県一般海域管理条例第三条の規定による許可を受け現に存する使用物件等（以下「既存一般海域使用物件等」という。）に係る一年当たりの使用料の額は、第四条の規定による改正後の福岡県一般海域管理条例第十一条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正一般海域使用料額」という。）を超える場合には、当該改正一般海域使用料額とする。

一 平成二十七年度 第四条の規定による改正前の福岡県一般海域管理条例第十一条第一項の規定を適用して算定した当該既存一般海域使用物件等に係る一年当たりの使用料の額に一・二を乗じて得た額

二 平成二十八年度以降 当該既存一般海域使用物件等に係る前年度の一年当たりの使用料の額に一・二を乗じて得た額

三 平成二十七年度 第四条の規定による改正前の福岡県一般海域管理条例第十一条第一項の規定を適用して算定した当該既存一般海域使用物件等に係る一年当たりの使用料の額に一・二を乗じて得た額

四 平成二十八年度以降 当該既存一般海域使用物件等に係る前年度の一年当たりの使用料の額に一・二を乗じて得た額

五 平成二十七年度 第四条の規定による改正前の福岡県一般海域管理条例第十一条第一項の規定を適用して算定した当該既存一般海域使用物件等に係る一年当たりの使用料の額に一・二を乗じて得た額

6 この条例の施行の際海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定による許可を受け現に存する工作物又は施設等（以下「既存海岸占用物件等」という。）に係る一年当たりの占用料の額は、第五条の規定による改正後の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正海岸占用料額」という。）を超える場合には、当該改正海岸占用料額とする。

一 平成二十七年度 第五条の規定による改正前の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。

二 平成二十七年度 第五条の規定による改正前の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。

三 平成二十七年度 第五条の規定による改正前の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。

四 平成二十七年度 第五条の規定による改正前の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。

五 平成二十七年度 第五条の規定による改正前の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。

六 平成二十七年度 第五条の規定による改正前の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。

七 平成二十七年度 第五条の規定による改正前の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。

八 平成二十七年度 第五条の規定による改正前の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。

等」という。）に係る一年当たりの占用料の額は、第六条の規定による改正後の福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正港湾占用料額」という。）を超える場合には、当該改正港湾占用料額とする。

一 平成二十七年度 第六条の規定による改正前の福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例第七条第一項の規定を適用して算定した当該既存港湾占用物件等に係る一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額

二 平成二十八年度以降 当該既存港湾占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額

（福岡県行政財産使用料条例の一部改正）

8 福岡県行政財産使用料条例（昭和三十九年福岡県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

#### 別表第一表中

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	福岡県道路占用料徴収条例（昭和四十三年福岡県条例第二十三号）の別表の例により算定した額この場合において、福岡市、北九州市については、甲地の占用料に一・二を乗じて得た額
郵便差出箱	四〇を乗じて得た額
地下埋設物	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所
地下埋設物	福岡県道路占用料徴収条例（昭和四十三年福岡県条例第二十三号）の別表の例により算定した額この場合において、福岡市については第一級地を、北九州市については第二級地を適用した額

に改める。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

7 この条例の施行の際港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による許可を受け現に存する物件、工作物又は施設等（以下「既存港湾占用物件

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例  
福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のとおり改正する。

第三条第四項中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。  
別表五の項を次のように改める。

申請又は通知の 建築物に関する 区分に応じ、それぞれにお いて定める金額	確認申請又は計 画通知手数料
二三十年法律第二 百一号)第六条第 一項(同法第八十 七条第一項において 準用する場合を 含む。)の規定に よる確認の申請、 第十八条第二項(	一百、〇〇〇円 三十平方メートル以内 一件につき
同法第八十七条第 一項において準用 する場合を含む。 )の規定による通 知又は都市の低炭 素化の促進に関する 法律(平成二十 四年法律第八十四 号)第十条第四項 の規定による通知 (建築物を建築し ようとする場合に 限る。)に対する 審查	一八、〇〇〇円 三百平方メートルを超 え、二百平方メートル以内 一件につき
内	二八、〇〇〇円 五百平方メートルを超 え、千平方メートル以内 一件につき
内	四五、〇〇〇円 五百平方メートルを超 え、千平方メートル以内 一件につき
内	九〇、〇〇〇円 一千平方メートルを超 え、二千平方メートル以内 一件につき
内	一二三〇、〇〇〇円 二千平方メートルを超 え、一万平方メートル以 上
内	二二〇、〇〇〇円 一万平方メートルを超 え、五万平方メートル以 上

別表五の項の次に次のように加える。

五の規定による構造計算適合性判定手数料	建築物に関する建築基準法第六条の三第一項又は第十八条第四項の構造計算適合性判定を要する建築物にあっては次の第一号又は第二号の金額とし、都市の低炭素化の促進の促進による通知及び第五十四条第二項（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十六条第二項（同法第八条第十五条规定による構造計算適合性判定の申請、通知及び申出のとき
十一条第一項にお	通知、都市の低炭素化の促進による通知及び第五十四条第二項（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十六条第二項（同法第八条第十五条规定による構造計算適合性判定の申請、通知及び申出のとき

九 五万平方メートルを超えるとき  
一件につき 三〇〇、〇〇〇円

ただし、建築基準法第八十七条の二の昇降機を設ける建築物にあつては次の第一号又は第二号の金額を加算した金額とする。

一 昇降機を設ける場合（第二号に掲げる場合を除く。）

昇降機一基につき 二三、〇〇〇円

（小荷物専用昇降機については、一〇、〇〇〇円）

二 確認を受けた建築物の計画を変更して昇降機を設ける場合

昇降機一基につき 一一、〇〇〇円

（小荷物専用昇降機については、七、〇〇〇円）

For more information about the study, please contact Dr. John Smith at (555) 123-4567 or via email at [john.smith@researchinstitute.org](mailto:john.smith@researchinstitute.org).

（限界耐力計算等の場  
合、四二一、〇〇〇円  
）  
ホ 五万平方メートルを  
超えるとき  
一棟につき  
六二五、〇〇〇円  
（限界耐力計算等の場  
合、七七四、〇〇〇円  
）

（限界耐力計算等の場  
合、四二一、〇〇〇円  
）  
ホ 五万平方メートルを  
超えるとき  
一棟につき  
六二五、〇〇〇円  
（限界耐力計算等の場  
合、七七四、〇〇〇円  
）

（限界耐力計算等の場  
合、四二一、〇〇〇円  
）  
ホ 五万平方メートルを  
超えるとき  
一棟につき  
六二五、〇〇〇円  
（限界耐力計算等の場  
合、七七四、〇〇〇円  
）

（限界耐力計算等の場  
合、四二一、〇〇〇円  
）  
ホ 五万平方メートルを  
超えるとき  
一棟につき  
六二五、〇〇〇円  
（限界耐力計算等の場  
合、七七四、〇〇〇円  
）

（限界耐力計算等の場  
合、四二一、〇〇〇円  
）  
ホ 五万平方メートルを  
超えるとき  
一棟につき  
六二五、〇〇〇円  
（限界耐力計算等の場  
合、七七四、〇〇〇円  
）

（限界耐力計算等の場  
合、四二一、〇〇〇円  
）  
ホ 五万平方メートルを  
超えるとき  
一棟につき  
六二五、〇〇〇円  
（限界耐力計算等の場  
合、七七四、〇〇〇円  
）

別表二七の項の次に次のように加える。

建築基準法第七条 の六第一項第二号 (同法第八十七条 の二又は第八十八条 第一項若しくは 第二項において準 用する場合を含む 。)又は第十八条 第二十四項(同法 第八十七条の二又 は第八十八条第一 項若しくは第二項 において準用する 場合を含む。)の 規定による仮使用 の認定の申請に対 する審査	検査済証の交付 を受ける前にお ける建築主事に よる建築物等の 仮使用認定申請 手数料	一件につき 一一〇、〇〇〇円	申請のとき

一〇の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同表九の項及び十八条第二十二項」を「第十八条第二十四項」に、「承認」を「認定」に改め、「における」の下に「特定行政庁による」を加え、同項の次に次のように加える。

二二 の二 建築基準法第六十 一条の三第一項の規 定による建築物の規 定に対する審査	二七 の二 建築基準法第六十 一条の三第一項の規 定による建築物の規 定に対する審査
二〇五、〇〇〇円 (限界耐力計算等の場 合、二四七、〇〇〇円 ホ 超えるとき 一棟につき 三四四、〇〇〇円 (限界耐力計算等の場 合、四三三、〇〇〇円 )	一万平方メートルを 超え、五万平方メートル 以内 一棟につき 二〇五、〇〇〇円 (限界耐力計算等の場 合、二四七、〇〇〇円 ホ 超えるとき 一棟につき 三四四、〇〇〇円 (限界耐力計算等の場 合、四三三、〇〇〇円 )

別表二八の二の項中「第六十七条の二」を「第六十七条の三」に改め、同表三二の項中「第六十八条の五の二」を「第六十八条の五の三」に改め、同表三三の項中「第六十八条の五の四」を「第六十八条の五の五」に改め、同表三四の項中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同表四四の項中「一五、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表四六の項から四八の項までの規定中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同表四九の項及び五〇の項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項の次に次のように加える。

五〇 の二 宅地建物取引業法 施行規則(昭和三 十二年建設省令第 (同法第十五条の規 定による宅地建物 取引士証の再交付 の申請に対する審 査)	一 件につき 四、五〇〇円 申請のとき

別表七五の項中「平成二十年法律第八十七号。」を削り、「七、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定するものをいう。ただし、耐震等級一及び耐震等級二又は三で限界耐力計算による場合を除く。以下この項及び次項において同じ。)の提出があるときは、一七、〇〇〇円」を、「一四、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、六六、〇〇〇円」を、「二五、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一〇六、〇〇〇円」を、「三六、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、二〇〇、〇〇〇円」を、「六七、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、三三四、〇〇〇円」を、「一五、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、五三〇、〇〇〇円」を、「一九〇、〇〇〇円」の下に「

、設計住宅性能評価書の提出があるときは、九六四、〇〇〇円」を、「二三三四、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一、三一五、〇〇〇円」を、「二五〇、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一、五九一、〇〇〇円」を加え、「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削り、同表七六の項中「三、五〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、八、五〇〇円」を加え、「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削り、「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削り、「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表五の項、七の項、九の項、一〇の項、一一の項、二八の二の項、三二の項、三三の項、三四の項、七五の項（「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削る部分に限る。）、七六の項（「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削る部分に限る。）を削る部分に限る。）、七九の項及び八〇の項の改正規定、五の二の項、一の二の項及び二七の二の項を加える改正規定並びに別表の備考の三、備考の四の改正規定及び備考の七を削る改正規定は、平成二十七年六月一日から、別表四四の項の改正規定は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

、設計住宅性能評価書の提出があるときは、九六四、〇〇〇円」を、「二三三四、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一、三一五、〇〇〇円」を、「二五〇、〇〇〇円」の下に「、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一、五九一、〇〇〇円」を加え、「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削り、「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削り、「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削り、「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削り、「。この場合において、五の項ただし書第一号及び第二号の規定による金額は、これらの号の規定にかかるらず、これらの号の規定による金額に百分の百八を乗じて得た金額とする。」を削る。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例  
平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第十六号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第三十条の二第一項中「大牟田市」の下に「及び中間市」を加え、「同市」を「当該市」に改め、同条第二項中「大牟田市」の下に「及び中間市」を加える。

#### 附 則

（施行期日）  
1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する  
。平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第十七号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一百十三条第二項中「（雨水流域下水道にあつては、排水区域）」を削り、同項の表明星寺川雨水流域下水道の項を削る。

この条例は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例

(福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

(昭和二十八年福岡県条例第十七号) の一部を次のように改正する。

**第一条** 福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例 (昭和二十八年福岡県条例第十七号) の一部を次のように改正する。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例

題名を次のように改める。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例

題名を次のように改める。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例

題名を次のように改める。

第三条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第四条第一項中「同条」の下に「第三号及び」を加え、「並びに教育長」を削る。

第七条第二項中「(教育長に対する処分にあつては「教育委員会」)」を削る。

別表第一教育委員会の部委員長の項を削る。

別表第三の二の表及び同表の三の表中「教育長」を削る。

別表第三の四中「福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」を「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例」に、「特別職の職員及び教育長」を「特別職の職員」に改める。

(福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

**第二条** 福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和三十一年福岡県条例第三十五号) の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第四項中「特別職 教育長」を「特別職」に改める。

(恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例)

### 例の一部改正

**第三条** 恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例 (昭和三十二年福岡県条例第四十三号) の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号を次のように改める。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第七十六号) による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 次項第二号イにおいて「旧地教行法」という。

一 第十六条第一項に規定する教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第一項に規定する職員で吏員に相当するもの

第一条第四項第二号イを次のように改める。

イ 旧地教行法第十六条第一項に規定する教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

イ 旧地教行法第十六条第一項に規定する教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

イ 旧地教行法第十六条第一項に規定する教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

イ 旧地教行法第十六条第一項に規定する教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

イ 旧地教行法第十六条第一項に規定する教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

**第四条** 福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部改正

(福岡県教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正)

(福岡県教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正)

題名を次のように改める。

福岡県特別職の職員の退職手当に関する条例

第七条の二中「(教育長に対する処分にあつては「教育委員会」)」を削る。

(福岡県教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正)

(平成十二年福岡県条例第四十四号) の一部を次のように改める。

本則中「六人」を「五人」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第七十六号) 附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第一条の規定による改正前の福岡県特別職の職員及び教育長の給与

等に関する条例の規定、第二条の規定による改正前の福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第四条の規定による改正前の福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の規定及び第五条の規定による改正前の福岡県教育委員会委員の定数に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

（福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正）

3 次に掲げる条例の規定中「福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」を「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例」に改める。

一 福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第五条第二項

二 福岡県警察署協議会条例（平成十三年福岡県条例第十八号）第六条

三 福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年福岡県条例第三号）第四項

四 福岡県留置施設視察委員会条例（平成十九年福岡県条例第三十一号）第五条

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

4 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）附則第八項中「福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例」を「福岡県特別職の職員の退職手当に関する条例」に改める。

福岡県教育長の勤務時間等に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第十九号

福岡県教育長の勤務時間等に関する条例

教育長の勤務時間その他の勤務条件（給与及び旅費を除く。以下「勤務時間等」という。）については、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の適用を受ける職員の例による。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する教育長がその教育委員会の委員としての任期中である場合においては、勤務時間等については、なお従前の例による。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第二十号

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（福岡県立学校職員定数条例の一部改正）

第一条 福岡県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、六五一人」を「五、六二〇人」に、「四六〇人」を「四六二人」に、「二七九人」を「二六〇人」に、「六、三九〇人」を「六、三四二人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、六六三人」を「一、六九五人」に、「六二人」を「六〇人」に、「四八人」を「四一人」に、「一、七七四人」を「一、七九七人」に改める。

（福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二三三、三一四人」を「二三三、五一人」に、「一、一四四人」を「一、一三三」に、「三九〇人」を「三九八人」に、「一、三五〇人」を「一、三一四人」に、「二六、一九八人」を「二六、三五六人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、四四七人」を「一、五一四人」に、「一五人」を「一七七人」に、「一、五八一人」を「一、六五〇人」に改める。

第二条第二項中「第十九条第四項」を「第十八条第四項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第二十一号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部

を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

- |           |         |
|-----------|---------|
| 一 警察官     | 一一、〇一七人 |
| 警視        | 二七五人    |
| 警部        | 六五〇人    |
| 警部補及び巡査部長 | 六、六二人   |

巡査  
〔警察教養施設において新任者として  
教育訓練中の者を含む。〕

三、四七一人

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

### 福岡県条例第二十二号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

前条第十号に掲げる作業に従事する場合の項を次のように改める。

一体当たりの額

三千二百円

附 則	
1 (施行期日) この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。	2 (経過措置) この条例の施行の日前に、この条例による改正前の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する作業に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、この条例の施行の日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年二月三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第二十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改める。

三 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院

第九条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の

次に次の一号を加える。

四 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所

別表第一中

学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち大学を除いたものをいう。）	七十メートル
（児童福祉法第七条第一項に規定するも	百メートル

に、

学校（学校教育法第一条に規定する学校のうち大学を除いたものをいう。）	七十メートル
（児童福祉法第七条第一項に規定するも	百メートル

に、

のをいう。以下同じ。) のうち幼保連携型認定こども園

「児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう」を「幼保連携型認定こども園を除く」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- この条例中別表第一の改正規定は平成二十七年四月一日から、第九条の改正規定は少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

### (経過措置)

- この条例による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第三条の規定は、別表第一の改正規定の施行の日以後に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第三条第一項の規定による許可を申請して風俗営業を営もうとする者の営業所の設置について適用し、同日前に当該許可を申請して風俗営業を営もうとする者の営業所の設置については、なお従前の例による。

福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県条例第二十四号

### 福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

(平成二十四年福岡県条例第六十九号) の一部

を次のように改正する。

第四条第二号ト中「第十一条第二項(同条例第五条に係る部分に限る。)」を「第一条第一項若しくは第三項から第六項まで(第四項にあっては、同条例第五条第一項に係る部分に限る。)又は第十二条第二項若しくは第三項(同条例第五条第一項に係る部分に限る。)」に改める。

第七条第二項第二号ホを次のように改める。

ホ 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第三条に規定する少年院

第七条第二項第二号中リをヌとし、へからチまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三条に規定する少年鑑別所第二十三条第一項中「の代表者」の下に「若しくは管理人」を加える。

## 別表第一中

学校(学校教育法第一条に規定する学校のうち大学を除いたものをいう。)	七十メートル	百メートル
児童福祉施設(児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)のうち幼保連携型認定こども園	七十メートル	百メートル

「児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう」を「幼保連携型認定こども園を除く」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 第二十三条第一項の改正規定 公布の日

- 別表第一の改正規定 平成二十七年四月一日

- 第七条第二項第二号の改正規定 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日

- 第四条第二号トの改正規定 平成二十七年六月一日

### (経過措置)

この条例による改正後の福岡県風俗案内業の規制に関する条例第七条第一項の規定は、別表第一の改正規定の施行の日以後に同条例第三条第一項の届出書を提出して風俗案内業を行おうとする者の当該風俗案内について適用し、同日前に当該届出書を提出して風俗案内業を行おうとする者の当該風俗案内については、なお従前の例による。

。



## 許に係る試験

(六) 仮運転免許に係る試験		(四) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	3 道路交通法第九十一条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二、九五〇円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四、五〇〇円）
2 道路交通法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 道路交通法第九十条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	(五) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	1 道路交通法第九十一条の二第一項の規定の適用を受ける場合	一、八五〇円
1 道路交通法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受けない場合	2 道路交通法第九十条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 道路交通法第九十一条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受けない場合	一、七五〇円	一、八五〇円
一、五五〇円	一、七〇〇円	四、五五〇円（道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を福岡県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、七、六五〇円）	一、九〇〇円	一、九〇〇円

		手数料		
		(一) 道路交通法第一百八条の二第一項第一号に掲げる講習	(二) 道路交通法第一百八条の二第一項第二号に掲げる講習	(三) 道路交通法第一百八条の二第一項第三号に掲げる講習
(五) 道路交通法第一百八条の二第一項第五号に掲げる講習		1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について	講習一時間について
2 普通自動二輪車免許に係る講習	2 普通自動車免許に係る講習	講習一時間について	四、六五〇円	七五〇円
四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	講習一時間について	二、四五〇円	二、三四〇円

第十四条第二項の表一の二の項中「三、八五〇円」を「三、六五〇円」に、「六、九〇〇円」を「六、六五〇円」に、「四、〇五〇円」を「三、八五〇円」に、「四、九〇〇円」を「四、七五〇円」に改め、同表二の項中「二、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七五〇円」に、「三、一二五〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表四の項中「三、六〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表六の項中「一、五五〇円」を「一、四五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表七の項中「一、一二〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表八の項中「二三、五〇〇円」を「二三、四五〇円」に、「二一、八五〇円」を「二一、七〇〇円」に改め、同表九の項中「一、二〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表一〇の項中「一五、〇〇〇円」を「一四、九五〇円」に、「九、四五〇円」を「九、四〇〇円」に、「一二、八五〇円」を「一二、七五〇円」に改め、同表一二の項を次のように改める。

(三) 道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	(一) 道路交通法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	(二) 道路交通法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	(三) 道路交通法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	(四) 道路交通法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	(五) 道路交通法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	(六) 道路交通法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	(七) 道路交通法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	(八) 道路交通法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	(九) 道路交通法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習
1 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	1 道路交通法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	2 道路交通法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	3 道路交通法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	4 原動機付自転車免許に係る講習	2 大型自動二輪車免許に係る講習	3 普通自動二輪車免許に係る講習	1 普通自動車免許に係る講習	講習一時間について	講習一時間について
五、六〇〇円（当該講習が道路交通法第十九十七条の二第一項第三号イ又は第百一	一、三五〇円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）で定める道路交通法施行令第十三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習については、八〇〇円）	八〇〇円	五〇〇円	二、四〇〇円	二、〇五〇円	二、七〇〇円	一、三〇〇円	六、五〇〇円	一、四〇〇円
講習一時間について	講習一時間について	講習一時間について	講習一時間について	講習一時間について	講習一時間について	講習一時間について	講習一時間について	講習一時間について	講習一時間について

第十四条第二項の表一三の項中「八五〇円」を「九〇〇円」に改め、同表一五の項中「五、八〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「五、三五〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同条第三項の表一の項中「四、一五〇円」を「四、〇〇〇円」に、「三、七五〇円」を「三、六〇〇円」に、「四、四五〇円」を「四、二五〇円」に改め、同表二の項中「七、〇〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同表三の項から五の項までを次のように改める。

四 自動車教習所に関する法令についての知識	三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二、四五〇円	一、九五〇円
(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二、四五〇円	一、九五〇円	二、四五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円
一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円	一、九五〇円

(三) 道路交通法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	2 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	一、二五〇円
講習	一、二五〇円	一、二五〇円

条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、五、二〇〇円

五 技能検定の実施に に関する知識	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二、〇〇〇円
	(二) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	一、九五〇円
(三) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二、五〇〇円	

第十四条第三項の表六の項中「一、八五〇円」を「一、七五〇円」に、「一、九五〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、四五〇円」を「一、五五〇円」に、「三、一五〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表七の項中「一、七〇〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表備考一中「一、九五〇円」を「二、八〇〇円」に、「九〇〇円」を「八五〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表備考二中「三五〇円を、普通自動車免許」を「五五〇円を、普通自動車免許」に、「一、四五〇円」を「一、三五〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、一二五〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表三の項中「一、三五〇円」を「一、二五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表四の項中「一、四五〇円」を「一、五五〇円」に、「一、一一〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表五の項中「一、四五〇円」を「一、五五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一、一五〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表六の項を次のように改める。

六 教習指導員とし て必要な 教育につ いての知 識	(一) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	一、四〇〇円
	(二) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、三〇〇円
	(三) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、二〇〇円

第十四条第四項の表七の項中「二、七〇〇円」を「二、五五〇円」に改め、同表備考一中「三、〇〇〇円」を「二、八五〇円」に、「九五〇円」を「九〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一五〇円」に改め、同表備考二中「一〇〇円を、普通自動車免許」を「二五〇円を、普通自動車免許」に、「五

〇円」を「一〇〇円」に改める。

## 第二条 福岡県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

### 第十四条第二項の表一二の項中

#### (三) 道路交通法第八百八条の二第一項第十三号に掲げる講習

一三、二〇〇円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則で定めるものである場合にあっては、九、〇五〇円）

「一、二〇〇円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則で定めたものである場合にあっては、九、〇五〇円）」を「一、一五〇円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則で定めたものである場合にあっては、九、〇五〇円）」に改め、同表備考二中「三五〇円を、普通自動車免許」を「五五〇円を、普通自動車免許」に、「一、四五〇円」を「一、三五〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、一二五〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表三の項中「一、三五〇円」を「一、二五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表四の項中「一、四五〇円」を「一、五五〇円」に、「一、一一〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表五の項中「一、四五〇円」を「一、五五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一、一五〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表六の項を次のように改める。

## 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中第十一条第二項の表二の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年六月一日から施行する。

2 この条例による改正後の福岡県警察関係手数料条例第十一条の規定は、平成二十六年十一月二十八日から適用する。

(四) 道路交通法第八百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	一三、二〇〇円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則で定めたものである場合にあっては、九、〇五〇円）
-------------------------------	---

を